

# OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約 2020年6月11日現在

～2020年6月10日

2020年6月11日～

## (本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプションご利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、IP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（[料金表第1表に規定するIPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)）に限ります。以下「[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)」といいます。）に係る契約を締結したOCN for ドコモ光契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能（以下「ホームネットセキュリティ機能」といいます。）の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能と同機能のセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

## (申込みと承諾、契約の成立)

第8条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意し、当社所定の方法により申込みものとします

- 2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。
- 3 当社は、前項に規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

(5)本サービスの申込者が、[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能に係る](#)契約を締結したOCN for ドコモ光契約者でないとき

(6)その他当社の業務に支障があるとき

## (本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプションご利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、IP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（[OCN v6アルファ](#)）に限ります。以下「[OCN v6アルファ](#)」といいます。）に係る契約を締結したOCN for ドコモ光契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能（以下「ホームネットセキュリティ機能」といいます。）の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能と同機能のセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

## (申込みと承諾、契約の成立)

第8条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意し、当社所定の方法により申込みものとします

- 2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。
- 3 当社は、前項に規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

(5)本サービスの申込者が、[OCN v6アルファに関する](#)契約を締結したOCN for ドコモ光契約者でないとき

(6)その他当社の業務に支障があるとき

～2020年6月10日	2020年6月11日～
<p>4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第15条 当社は、契約者が本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約又はI P通信網サービス契約約款の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>2 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金の支払いを怠った場合は、本契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能の保証期間の終了により<a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a>対応機器（ルーター01）の貸与を終了する場合、本契約を解除します。</p> <p>4 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除します。</p> <p>(1)<a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a>の契約を解除したとき</p> <p>(2)OCN for ドコモ光契約の解除又はプラン変更によりOCN for ドコモ光契約者でなくなったとき</p> <p>5 当社は前4項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は第3項若しくは第4項の場合は、この限りではありません。</p>	<p>4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第15条 当社は、契約者が本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約又はI P通信網サービス契約約款の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>2 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金の支払いを怠った場合は、本契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能の保証期間の終了により<a href="#">OCN v6アルファ</a>対応機器（ルーター01）の貸与を終了する場合、本契約を解除します。</p> <p>4 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除します。</p> <p>(1)<a href="#">OCN v6アルファ</a>の契約を解除したとき</p> <p>(2)OCN for ドコモ光契約の解除又はプラン変更によりOCN for ドコモ光契約者でなくなったとき</p> <p>5 当社は前4項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は第3項若しくは第4項の場合は、この限りではありません。</p>

～2020年6月10日	2020年6月11日～
	<p><u>附 則（令和2年6月4日 P S事推第 00655997号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和2年6月11日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本契約の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた本契約に関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>